

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第5給水加熱器(C)ドレン水位調節器において、同調節器の指示表示切替機能に不良(切り替えできない)が認められたため、対応検討。	G	
2	1号機	設備パトロールにおいて、ダスト放射線モニタ系サンプリング元弁(電磁弁)より異音が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	3号機	次回定期検査の保全計画書において、保全活動管理指標の集計結果の日付に誤記(1箇所)及び、設備非待機時間集計での保全作業カウント漏れ(1件)が認められたため、同保全計画書改訂時に当該箇所を訂正すると共に対応検討。	G	
4	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A,B)洗浄水ストレーナ切替時、ストレーナ入口圧力計に指示不良(スティック)が認められたため、当該圧力計を点検補修。	G	
5	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(B)差圧計において、指示不良(低め指示)が認められたため、当該計器及び検出配管について点検補修。	G	
6	4号機	プラント起動時パトロールにおいて、第3給水加熱器(B)一次ドレン弁にシートリークが認められたため、当該ドレン配管出口へ閉止栓を取付実施。(次回定期検査で当該弁を修理)	G	
7	4号機	プラント起動時パトロールにおいて、第3給水加熱器(B)二次ドレン弁にシートリークが認められたため、当該ドレン配管出口へ閉止栓を取付実施。(次回定期検査で当該弁を修理)	G	
8	1.2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系沈降分離槽点検作業において、使用済樹脂槽バルブ室除洗パン元弁(A)のシートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	
9	1.2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系沈降分離槽点検作業において、使用済樹脂槽バルブ室除洗パン元弁(B)のシートリークが認められたため、当該弁を補修。	G	
10	3.4号廃棄物処理設備	雑个体廃棄物焼却設備灰ドラム取扱用ホイストクレーンにおいて、同クレーン本体付きの電源表示灯(3箇所)の不良(不点灯)が認められたため、当該表示灯を補修。	対象外	
11	補助ボイラー	補助ボイラー(B)運転時、故障警報(主電源しゃ断器トリップ・地絡継電器動作トリップ・不足電圧継電器トリップ)が発生し、同ボイラーの自動停止が認められたため、原因調査後対応検討。	G	